

東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 深澤 祐二殿

J R 東日本輸送サービス労働組合

中央執行委員長 佐々木 宏充

鉄道に携わる全てのいのちを守る安全行動を確立する緊急申し入れ

2023年7月8日、池袋駅 埼京線ホーム 11 時 53 分頃 ホーム担当社員、改札担当社員の 2 名で線路内拾得の際、接近してきた列車に気付かず汽笛吹鳴を受ける事象。7月20日、五反田駅 山手線ホーム 7 時 40 分頃 列車見張員担当社員、作業担当社員の 2 名で線路内拾得を開始した直後、接近した列車に気づかず汽笛吹鳴・非常ブレーキ扱いによる非常停止手配の事象。また、7月21日には山手線 田町～浜松町間 試運転列車が田町駅から外側線路（京浜東北線の線路）を走行中、列車見張員が退避合図を示していたにもかかわらず作業員が本線上にいたため汽笛吹鳴・非常ブレーキ扱いの事象。そして、同年7月に連続して京葉線にて速度超過発生、うち一件は線区最高速度・曲線制限・ポイント制限に対し 14 カ所に及ぶ速度超過をしているなどこれまでにない異常な事態が起きている。

くしくも今年「グループ安全計画 2023」「進化」と「変革」の最終年にあたり、現在新たな安全計画を策定している時期でもあります。その意味で、昨今の起きている事故・事象に、真摯に向き合い正しく捉え返すことが求められています。「グループ安全計画 2023」に謳われている一人ひとりの「安全行動」を起点に「究極の安全」へ、と指針を確立してきたことの是非が問われており、徹底した原因究明と組織の底流にある安全意識、経営方針にまで踏み込んだ総括ならびに今後の方針を策定していくことが重要であると考えます。

これまで「仕事の本質」を理解した上で、起こりうるリスクを徹底的に掘り起こすなど、環境の変化に対応して「進化」させるとともに、実態と乖離している身近な作業環境を見直し業務変革を行うなど、新たな取り組みにより「変革」していく必要があるとされてきました。このような方針は決して間違いのない正しいものではありませんが、しかし現実には、鉄道をご利用される方からの要求要望は日に日に増すだけにとどまらず高度化しつづけ満足のいくサービスの提供には程遠い現状となっています。それは、対応すべき社員数の減少や担務指定の在り方を巡りエキスパート社員が存在せず素人集団化している人事要員施策による問題、さらに機械・システム化による窓口閉鎖に伴うサービスの低下など、これまでに実施された「融合と連携」「組織再編」等の施策により、適切に対応することが困難となっているのです。まさに理想と現実が大きく乖離しているにも関わらず、現場での知恵や努力、チャレンジを求められる余り、これまでにない数々の事態が引き起こされていると言っても過言ではありません。

現在発生している事故・事象は、ハインリッヒの法則に照らせば、1:29:300の1にあたる重大事故を引き起こしてもおかしくはない状況下です。既に感電死亡事故を発生させてしまった反省に立ち、事故・事象の背後に潜む問題に目を背けず、小手先の安全対策は止め、真の安全性の確立に向けた原因究明に基づく安全文化を構築していくことが必要不可欠です。特に、上記記

載した線路内拾得業務においては、一部箇所にて「3日間を限定し、線路内拾得作業は、抑止完了後に実施すること」との掲示が貼りだされています。期間を限定するという意味を理解するに苦しみますが、仕事の本質を謳う中での指導の在り方がこのような現実であるのです。また、3大労災の一つである触車になりうる恐れがあった、いのちの危険があった事実を、他山の石として共有する職場風土にもないのが実態です。

日常の業務における安全性の担保は、変わりゆく状況に踏まえたリスク管理が最も重要であり、現場社員の安全意識の醸成と指導体制が大きく左右することからも、安全に対する知識、指導力、技術力の向上をつくることを通じ、更なる安全性の向上を追求していくことが求められています。

したがって、下記のとおり申し入れを行いますので、労使間の取扱いに関する協約に準じ、団体交渉は信義誠実対等の原則に従い秩序を保ち平和裡に行うことに踏まえて丁寧かつ具体的に回答をすること及び速やかな労使交渉の開催を強く要請します。

記

1. 線路内拾得作業等における「あわや触車」という事象が繰り返し発生していることに対しては、組織事故の観点からも個人の責任に転嫁せず、いのちを守ることへの経営責任を果たすこと。
2. 線路内拾得作業およびそれらに関係する業務を行う場合には、関係列車の抑止手配を行い実施すること。
3. 鉄道に携わる全ての方のいのちを守るために、線路内拾得物に対する対応マニュアルの再整備をおこなうこと。また、対応方法を明確にしたうえで、行政および関係機関と協力のもとリスクコミュニケーションを図る体制を確立して安全性を向上させていくこと。
4. 設備及び建設工事部門従事員触車事故防止要領に則った適切な保安体制が確立できるように、適正な要員を確保すること。なお、「原則線閉」「列車を進入させない措置」を講じた保安体制に基づく作業を行うように指導徹底を図ること。

以 上